

税務講座 ④②

集落営農の法人化①

森税務会計事務所 所長

全国農業経営コンサルタント協議会 専務理事・事務局長

税理士・行政書士

森 剛一

農事組合法人による集落営農の法人化

集落営農を担い手として位置づけるにあたっては、継続企業を前提とした法人組織によるのが望ましいでしょう。しかし、担い手としての法人化となれば、法人の従事者となる個人が、法人からの役員報酬や給料で生活できる体制が必要です。また、法人の役員報酬は、税務上、定期定額とすることが原則とされているため、代表役員に毎月、定額の役員報酬を支給できる体制づくりが法人化では欠かせません。米・麦・大豆など土地利用型作目だけで $+\alpha$ の作目がなく、通年雇用を確保できない場合や、常時従事者の役員報酬や給料を支払うのに十分な収益性がない場合には、こうした条件が整う間、過渡的に法人格を持たない組織によって集落営農を組織し、法人化に向けた条件整備を行うことも選択肢の一つになります。

しかしながら、任意組織による集落営農では、品目横断的経営安定対策の対象となるために経営面積が原則として 20ha 以上必要であり、また、受託した農作業を外部に再委託することは望ましくないと指導されているなど制約もあります。このため、任意組織を経ないで一足飛びに法人化する動きも出てきています。法人として認定農業者となれば、面積要件を 4ha でクリアできるため、任意組織よりもハードルが低くなります。こうした場合に、定期定額の役員報酬を支給できる体制にはないものとりあえず法人化したいというニーズから、従事分量配当制による農事組合法人としての集落営農を法人化する動きが活発になるでしょう。従事分量配当制であれば、代表役員に定期定額の役員報酬を支給する必要がなく、代表役員にも他の構成員と同様に農作業等に従事

した程度に応じて支給することが可能になるからです。

農事組合法人には、従事分量配当の損金算入のほか、農業生産法人であれば農業の事業税が非課税になるなどメリットも多いのですが、農事組合法人の税務上の取扱い、とりわけ従事分量配当については不明確な点が多く、その取扱いの明確化に向けて、現在、農水省とも協議しているところです。今回は、まず、農事組合法人の法人事業税について、解説します。

農事組合法人の農業の事業税非課税

農事組合法人で農業生産法人の要件を満たしているものが行なう農業に対しては、事業税を課することができないものとされています（地方税法 72 の 4③）。農業とは、日本産業分類の小分類の穀作農業（011）を指し、中分類の農業（01）から畜産農業（012）、農業サービス業（013）、園芸サービス業（014）を除いたものです。農作業受託は、穀作農業には該当せず、農業サービス業に含まれるため、本来は、農業以外の事業として事業税の課税事業となります。しかしながら、その法人の所有する農機具の余剰稼働力を利用した農作業受託などの付帯事業については、個人事業税の取扱いに準じて、その収入が農業収入の総額の 2 分の 1 を超えない程度であるときは、農作業受託などの付帯事業も含めて非課税の取扱いをしている都道府県もあります。

付帯事業の収入が農業収入の 2 分の 1 を超える場合、法人事業税の申告上、非課税事業（農業）の所得と課税事業（付帯事業・農外事業）の所得を区分しなければなりません。このため、農事組合法人については、あらかじめ農業と付帯事業、

農事組合法人と株式会社の税務上の取扱いの違い

項目		農事組合法人	株式会社（特例有限会社を含む）
法人税	従事分量配当の損金算入	構成員に対する従事分量配当は、従事した事業年度に損金算入（決算で未払計上は不要）	適用なし（なお、決算賞与は決算で未払計上のうえ、1月以内に支給する必要がある）
	特定同族会社（一戸一人）の役員給与の一部損金不算入	適用なし（「会社」ではないため、同族会社に該当することはなく、同族会社に関する規定は適用されない）	議決権の90%以上を1同族グループで保有するなど一定の場合、主宰役員の前役員報酬のうち給与所得相当額が損金算入されない（18年度税制改正）
事業税	農業の非課税	農業生産法人である農事組合法人が行なう農業は非課税	適用なし。他の所得と同様に所得に対して課税、資本金が1億円を超える場合は外形標準課税。
相続税	株式・出資の評価	純資産価額方式のみ	類似業種比準価額方式と純資産価額方式の有利な方を選択

対策のうち面積払いの部分についても、産地づくり対策と同様、営業外収益として経理することになりますが、勘定科目の名称については産地づくり対策も含めて「作付助成収入」として一本化する方向で農業法人標準勘定科目を改訂してはどうかと考えています。

非課税事業と課税事業に区分することが困難な収益、費用については、按分率により按分することになります。按分率は、営業収益の総額に占

める非課税事業の営業収益の割合により計算し、区分困難な収益、費用については、この按分率を乗じて非課税事業の収益、費用を計算します（1円未満切捨て）。

次回は、現在、税務上の取扱いを照会している農事組合法人の従事分量配当について、解説する予定です。

区分経理の具体的な方法

例えば転作受託組織を法人化する場合、麦・大豆などの転作物の販売代金に加えて、麦作経営安定資金（助成金）や大豆交付金が交付されます。これらの助成金・交付金は、品代ではないものの、農産物の販売に付随する収入ですので、営業外収益ではなく、営業収益（売上高）の部に「価格補填収入」という勘定科目を設けて経理します。大豆交付金を大豆売上高に含めないのは、大豆の販売代金は消費税課税なのに対して、大豆交付金は消費税不課税で、これらを区分する必要があるからです。平成19年分からスタートする品目横断的経営安定対策のゲタ対策のうち数量払いの部分についても、価格補填収入として経理します。価格補填収入は、「農業収入」に含まれることとなりますが、大豆交付金や麦作経営安定資金を営業外収益として経理した場合、法人事業税の課税上、不利な取扱いを受けることもありますので注意が必要です。

産地づくり対策など水田農業構造改革交付金については、営業外収益の「転作助成収入」として経理しますが、転作物を栽培したことにより受領するものであることから、農業に係る収入金額であり、所得の区分計算上、非課税事業に含めることとなります。ただし、農作業受託などの付帯事業の収入が農業収入の総額の2分の1を超えない場合に、付帯事業も含めて非課税として取り扱われますが、その際、産地づくり対策等の営業外収益を「農業収入」に含めることができるかどうかは取扱いが定かではありません。なお、品目横断的経営安定対策のゲタ

法人協会ニュース

リスクマネジメントセミナーのご案内 ISO22000（食品安全マネジメントシステム）

ーその概要から、認証取得の準備や実務までー

今回のセミナーは、審査機関（JQA）の講師より、ISO22000 制定の背景から認証取得の取り組み、関心の高い「他規格との関連性」にいたるまで、その基礎知識と重要なポイントについて解説します。また、実際に取得を目指す企業を指導しているコンサルタントから、その事例もまじえながら、実際に認証取得に向けて「どのような準備や期間が必要か」などを具体的にご説明いたします。参加費用も無料となっていますので、興味のある方は是非ご参加下さい（先着順となっております）。(株)損害保険ジャパン主催。

日時：2006年6月5日（月）午後2:00～5:00

場所：虎ノ門パストラル本館8階「けやき」の間

費用：無料

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。

社団法人日本農業法人協会

(HP:<http://www.hojin.or.jp/>)

TEL：03-5156-0365/FAX：03-5156-0366

MAIL：juku@hojin.or.jp

© 日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。